

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成28年 3 月 2 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第 2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	議案第 7 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について 総務部長 説明
日程第 6	議案第 8 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第 7	議案第 9 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第 8	議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第 9	議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第10	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第11	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第12	議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第13	議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第14	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第15	議案第17号	壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第16	議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 市民部長 説明

日程第17	議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第18	議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第19	議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第20	議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第21	議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第22	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民部長 説明
日程第23	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民部長 説明
日程第24	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	市民部長 説明
日程第25	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	市民部長 説明
日程第26	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	農林水産部長 説明
日程第27	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設部長 説明
日程第28	議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	企画振興部長 説明
日程第29	議案第31号	市道路線の廃止について	建設部長 説明
日程第30	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	財政課長 説明
日程第31	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第32	議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第33	議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第34	議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第35	議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	市民部長 説明
日程第36	議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務部長 説明
日程第37	議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部長 説明

日程第38	議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第39	議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第40	議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第41	議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第42	議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第43	議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第44	議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第45	議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第46	議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	土谷 勝君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	大久保敏範君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月26日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいた

します。

平成２８年竜崎市議会定例会、３月会議の議事運営について協議のため、去る２月２６日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から３月１６日までの１５日間と申し合わせをいたしました。

本定例会３月会議に提案されます案件は、条例制定３件、条例の一部改正１３件、平成２７年度補正予算関係８件、平成２８年度予算関係９件、その他９件の合計４２件となっております。また、陳情３件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

３月３日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、３月３日の正午までに通告書の提出をお願いします。

３月４日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成２７年度一般会計補正予算（第１１号）及び平成２８年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

３月７日の１日を、一般質問日としております。

３月９日と１０日の２日間、各常任委員会を開催、１１日に予算特別委員会を開催するよういたしております。

３月１６日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成２８年竜崎市議会定例会３月会議の、審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。３月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告とおり、本日から３月１６日までの１５日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、３月会議の審議期間は本日から３月１６日までの１５日間と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成28年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案は42件、陳情等3件であります。

次に、監査委員より定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、2月24日、離島の悲願でもある国境離島新法制定に向けて、谷川弥一衆議院議員同行のもと、全国離島振興協議会長、白川博一壱岐市長を団長に、長崎県下離島5市2町の市町長、議長、議会特別委員長、期成会長に加え、全国離島振興市町村議会議長会初め、全国離島市町関係者、総勢40名以上の大陳情団で、菅内閣官房長官、佐藤自民党国対委員長を初め、約30名の関係国会議員に要望活動を行いました。議会からは議長と今西菊乃国境離島活性化推進特別委員会委員長が参加をしております。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を行います。

本日ここに、平成28年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成28年度当初予算案また前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために全力で市政運営に取り組んでまいりました。

2期目につきましては、市の最重要施策として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入実現、また、壱岐市特別養護老人ホームとデイサービスセンターの社会福祉法人壱心会への経営移譲を初め、壱岐市の将来を見据えた大きな施策を実現するとともに、第1次産業・観光の振興、教育・福祉・子育ての充実、そして市民皆様との協働のまちづくり、市民力を活かした施策の取り組みなど、大きな成果を上げることができたところであります。ここに改めて、議員各位並びに市民皆様に深く感謝申し上げる次第であります。

しかし、まだまだ道半ばであります。今後も、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、さらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る2月19日から21日にかけて開催された第65回郡市対抗県下一周駅伝大会の小学生区間において、男女総合と1,500メートルトライアルレースで、壱岐チームが見事優勝を飾るという快挙を成し遂げました。一般の部は、インフルエンザ等により欠場する選手も出た影響で、惜しくも上位入賞はなりませんでしたが、今後の活躍が大いに期待できるところであります。選手、関係者皆様に心からねぎらいを申し上げる次第であります。

また、来たる3月20日開幕予定の第88回選抜高校野球大会に出場する長崎海星高校の選手として、平成25年に本市で開催された離島甲子園に壱岐市選抜チームとして活躍し、優勝の原動力となった土谷一志投手と小畑翔大主将が出場されます。さらに、来たる3月26日から28日にかけて行われる第9回春季全日本小学生女子ソフトボール大会に、県予選で優勝した壱岐女子ソフトボールクラブが長崎県代表として出場いたします。

こうした子供たちの活躍は、本市に大きな力を与えるものであり、大変心強く思っております。皆さんの御活躍、御健闘を市民皆様とともに祈念するものであります。

それでは、本日まで、そして今後の取り組みの一端を、第2次壱岐市総合計画の基本指針に添って御説明させていただくとともに、市政の重要事項等について御報告申し上げますが、御承知のとおり、4月には市長選挙が控えておりますので、本定例会において御審議いただく各会計予算案につきましては、経常的経費と市民サービスのために必要なものは停滞なく進めるという考え方に立ち、継続事業及び国の施策に対応した骨格予算といたしております。

まず最初に、**国境離島新法の制定**につきましては、今国会での成立に向けて、いよいよ大詰めを迎えております。自由民主党離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員の強力なリーダーシップのもと、私も壱岐市長として全国離島振興協議会会長として、全力で推進を行っているところであります。

1月7日と2月17、18日に関係国会議員への要望を行うとともに、2月23日、24日には、壱岐市国境離島新法制定期成会長である川崎裕司JA壱岐市組合長、議会から鶴瀬和博市議会議員、今西菊乃市議会国境離島活性化推進特別委員会委員長とともに、県そして全国の関係市町村一体となって要望活動を行ったところであります。

この国境離島新法は、極めて重要な国家的役割を担っている壱岐市を初めとする国境に位置する離島の存続、保全を図るため、航路航空路運賃の値下げ、流通コストの削減、漁船の操業に係る費用の助成、雇用機会の拡充などが盛り込まれており、市民生活のさらなる向上、農業、漁業、商業を初め、あらゆる産業の発展に大きく寄与するものであり、まさに壱岐市の将来を左右する極めて重要な法案であります。

一方、この国境離島新法が成立した後は、各施策実現の財源となる予算の獲得が重要な鍵を握ることになります。法案が成立しても、より多くの予算の獲得ができなければ、十分な対策が講じられなくなります。このことについても、私は、全国離島振興協議会会長としての役職をフルに生かし、谷川弥一衆議院議員を初め、関係国会議員のお力添えを賜りながら、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御支援を切にお願いを申し上げます。

次に、昨年10月に策定した**壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略**については、平成28年度から事業の実現化に向けて進めていくことになりますけれども、国においては、財政面の支援や税制面の優遇措置、個別施策など実施されることになっております。平成27年度補正予算において、地方創生加速化交付金や、平成28年度当初予算で新型交付金が盛り込まれておりますが、この交付金は自治体に一律に配分されるものではなく、各自治体の積極的かつ特色ある事業等に支援されることとなっております。先駆性のもの、官民一体となって取り組むもの、地域間、自治体間の連携が図られるものといった、政策を組み合わせた事業が対象となっており、本市においては、福岡市と県内離島地域及び鹿児島県屋久島町との広域観光協定を結び、インバウンド誘致等の促進を図る福岡市、九州離島広域連携事業費等を予算要望しているところであります。

また、民間からの資金を活用するため、平成28年の税制改正において、地方創生応援税制として企業版ふるさと納税が盛り込まれており、自治体が取り組む地方創生の事業に対して企業の寄附が活用できることとなります。さらに、個別施策として、生涯活躍のまちCCRCへの積極的な支援も検討されております。

本市といたしましても、今後、これらの国の施策、支援策を最大限活用してまいりたいと考えております。

次に、昨年実施された平成27年国勢調査は、調査員並びに市民皆様の御協力により無事終了し、去る2月26日に速報値が発表されました。平成27年10月1日現在の本市の人口は2万7,106人で、前回調査の平成22年の2万9,377人と比較すると2,271人、7.7%の減となっております。主な要因は、出生数よりも死亡者数の超過による自然減と、転入者よりも転出者の超過による社会減が進んでいることが挙げられます。年齢別構成などの集計はまだ公表されておらず、詳細な分析はこれからでありますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年の推計値2万7,032人をわずかながらも上回っております。今後、壱岐市総合戦略の確実な実行に努め、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標、2060年約1万8,000人維持に向けて、施策の推進に努めてまいります。

さて、平成29年4月の開校を目指し、学校法人岩永学園が進めております介護福祉士養成校について、本年2月15日に学校教育法に基づき、長崎県から専門学校の設置が認可されました。専門学校の名称はこころ医療福祉専門学校壱岐校、設置学科は介護福祉課で、定員数は1学年

36名の2学年制となっており、卒業と同時に国家資格である介護福祉士の資格が取得できます。

高齢化社会を迎え、社会問題となっている介護分野における人材不足は、本市においても重要課題の一つであり、専門学校設置を契機に介護人材の育成、確保が図られることを期待しております。

壱岐市といたしましても、校舎として活用される旧鯨伏中学校の施設整備に要する経費の一部を助成する方針であります。

次に、平成27年度の**ふるさと納税**については、目標額1億円を目指して取り組んでまいりました。平成28年2月末現在、入金ベースで5,791件1億345万円の寄附額となり、昨年度の実績を大きく上回り、平成27年度目標額を既に達成したところであります。これは昨年9月からクレジット決済を導入し、お礼の品の拡大を図ったことなどの効果の表れと考えております。今後も、PRに努めるとともに、企業版ふるさと納税も含め、平成28年度は1億8,000万円の目標に向けて今後の方策も検討しながら取り組んでまいります。

次に、平成25年度から採用の地域おこし協力隊4名が、本年3月末をもって任期満了となります。海女後継者の大川隊員は、海女を続けながらゲストハウスの経営を、観光、情報発信担当の徳永隊員は総合旅行業取り扱いの資格を取得し、今後も観光振興に従事を、物産振興・特産品開発担当の豊永隊員は、引き続き特産品等の新商品の開発や情報発信を、農業支援担当の堀田隊員は、農業生産法人を経営し、自ら農業の実践へと、いずれも退任後本市に定住を実現される予定であります。今後も、本制度により都市部の人材を受け入れ、地域の活性化につなげてまいります。

次に、**電気自動車の貸与**についてですが、日産自動車株式会社募集の「EVをもっと身近に！プロジェクト電気自動車活用事例創発事業」に応募の結果、このたび、採択の決定をいただき、電気自動車2台を3年間無償で貸与いただくこととなりました。これに伴い3月18日に市役所郷ノ浦庁舎において、電気自動車貸与式を執り行うことといたしました。

貸与を受ける電気自動車は、地球温暖化防止及び大気汚染改善の一助となる一方、非常用電源としての活用や、災害発生時における防災拠点施設のバックアップ施設、支所、事務所を初めとする避難施設の電力供給、防災訓練等で炊き出し用の電源等への利用も可能であり、今後、有効に活用してまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**について申し上げます。

まず、**農業の振興**でございますが、壱岐市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であり、さらなる農業振興を促すため、引き続き、担い手対策、米政府、施設園芸、畜産振興等各種施策を講じてまいります。

国においては、人口減少社会に向けての取り組みと地域活性化のために、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、農業や食品産業の成長産業を促進する産業政策と、多面的機能の維持、発揮を促進する地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するとされております。

特に、担い手への農地利用の集積、集約化を加速させるための農地中間管理機構について、今後も引き続き、集落営農組織の法人化に合わせ、農地の集積を図ってまいります。

また、経営所得安定対策の見直しにより、平成27年度から、米価下落への補填制度が農家拠出を必要とする米・畑作物の収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策でございますが、のみとなります。加入要件が集落営農組織や認定農業者などの担い手に限定されるため、昨今の米価低迷に鑑み、ナラシ対策への加入を積極的に推進してまいります。

農業の継続、成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠にかつ喫緊の問題となっております。このため、担い手育成について、新規就農者、農業後継者や女性農業者など新規認定農業者の認定及び集落営農組織、特定農業法人の設立を推進してまいりました。

認定農業者については、現在301経営体を認定しており、法人経営体は20経営体を数えます。また、集落営農組織については、38の特定農業団体のうち18の農業法人が設立され、本市農業の柱となる担い手として大きく期待しており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成、支援を行ってまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性、高収益を望める作物であり、今後も、補助事業を活用し施設整備の支援を講じてまいります。特に、アスパラガスについては、単価、収量とも9年連続県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興については、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営についても、壱岐生まれ、壱岐育ちの壱岐牛として、地域商標登録され人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

子牛市では、過去最高を更新する年間平均で69万4,000円台となり高値の取り引きとなっておりますが、一方で高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織、建設業者による新規参入を模索するなど生産基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、平成28年度において建設業者の農業法人設立により、100頭規模及び新規就農者による30頭規模の牛舎建設の運びとなっております。今後も引き続き、増頭対策を初め畜産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、**水産業の振興について**でございます。平成27年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が15.3%増の約42億6,000万円、漁獲量が17.5%増の6,377トンとなっており、明るい兆しが見えております。これは、春先のイカ漁が好調であったことや、燃油価格高騰対策として、重油、軽油1リットル当たり10円の補助事業による出漁日数の増加効果が考えられます。私が市長に就任いたしまして、8年目にして初めて漁獲量、漁獲高ともに前年を上回ることができまして、感動いたしておるところであります。市といたしましては、これまで水産業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してまいりました。

市単独事業としては、意欲ある担い手の育成支援事業として全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を実施しており、現在、認定漁業者172名、漁業後継者4名が研修中であります。また、平成27年10月に大阪から1名、本年2月に神奈川県から2名のIターン者を漁業後継者として受け入れ、現在研修中であります。このほか、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済、漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るために漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施しており、これら水産業の振興施策について、平成28年度も引き続き実施してまいります。

国、県の事業としては、離島輸送コスト支援事業、離島の漁業集落が生産力向上や創意工夫を生かした取り組みで、漁業の再生活動へ支援する離島漁業再生支援事業、若年層の新規就業のための経費負担を軽減し、着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。これらの制度を、今後とも積極的に活用いただき水産業の活性化につなげていただくことを期待しております。

栽培漁業については、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ23万個、カサゴ18万尾の種苗の生産を計画しております。これらの種苗を放流することにより沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備については、漁村再生交付金事業で、諸津漁港の防風フェンス、恵美須漁港の浮き桟橋、防風フェンスを計画しております。また、水産物供給基盤機能保全事業で母ヶ浦、和歌、渡良柏、八幡浦各漁港施設の現状把握、機能診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの調査業務を行い、年次的に改修するための維持管理計画の策定を予定をいたしております。

次に、**観光の振興について**でございます。平成27年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は72万3,936人で、対前年比104.8%と増加しております。昨年は、天候不良等がなく、夏の海水浴客やしまとく通貨の効果による旅行商品の増加などが、主な要因と考えております。

日本遺産認定を契機として、今後さらに、原の辻遺跡と一支国博物館、古墳や神社仏閣といっ

た歴史、文化遺産や、本年の申年にちなんだ猿岩や男嶽神社の活用を図るとともに、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベントや、体験プログラムを地域と協働して創造できる、オンリーワンの観光地域づくりに取り組んでまいります。

一支国博物館については、これまで64万人の皆様にご来館いただいております。指定管理者においては、しまごと大学として毎月の壱岐学講座、特別講座の開催、年間5回の特別企画展を初め、さまざまなイベントを開催するなど、集客に鋭意努力をしております。今後も、指定管理者と十分協議を行い、市民皆様はもとより島外の皆様がより楽しめる内容を心がけ、年間入館者目標11万人に向けて努めてまいります。

次に、情報発信強化事業として、これまで実施してきた旅行会社、マスコミとのタイアップについて、福岡事務所を拠点とし、北部九州を中心に効率的な情報発信を行い、さらなる壱岐市全体の観光ブランド力の向上を図ってまいります。その一つとして、壱岐が誇る歴史遺産である神社群を巡る観光商品を開発し、新たな集客につなげてまいります。

教育旅行の誘致については、平成27年度において、県内7校、440人、県外23校、3,448人の児童生徒及び関係者皆様が本市を訪れていただきました。平成25年度から教育旅行アドバイザーを招聘し、取り組んでいる交流民宿での受け入れも、平成28年度に1校、平成29年度に4校が来島予定となっております。本年もトップセールスを行い、福岡都市圏、中国、四国、関西地区を中心に本事業のPRに努めてまいります。

また、スポーツ合宿の誘致についても、平成27年度に筒城ふれあい広場にジョギングコースを新設いたしましたので、これを機に実業団等の陸上合宿の誘致に、観光連盟と一体となり、さらに取り組んでまいります。

福岡事務所は、現在「I k i I k i（いきいき）サポートショップ制度」において、福岡39店舗、大阪3店舗、東京2店舗の合計44店舗を認定し、壱岐産品の情報発信と消費拡大に効果を上げております。福岡都市圏における壱岐の情報発信の拠点として、各種企業等への訪問、あらゆる会合等でのPR活動を行うとともに、サポートショップ認定へも積極的に取り組んでまいります。

次に、**商工業の振興と雇用対策**についてでございます。商工業の振興については、全国的に、景気の回復基調にあります。離島部においては、その波及効果が十分感じられる状況になく、地域経済は依然として厳しい状況にあります。本市では、平成27年10月に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画について国の認定を受け、市内での起業、創業の促進に向けた体制整備を行ってまいりました。

平成28年度は、当該創業支援事業計画に基づき、起業、創業希望者への支援を、関係機関と連携して推進してまいります。併せて、商店街の賑わい創出を図るため、空き店舗の有効活用に

についても検討を行い、商店街の活性化に努めてまいります。

また、離島経済の活性化を図るため、平成25年度から平成27年度まで実施してきた、しま共通地域通貨発行事業、いわゆる、しまとく通貨についても、離島を訪れる旅行者の皆様から大変御好評をいただいております、島内経済の活性化に大きな効果を得ていることから、平成28年度以降についても一部制度を見直した上で、関係市町とともに継続して実施してまいります。しまとく通貨を効果的に活用し、交流人口の拡大と島内経済の活性化に、引き続き努めてまいります。

次に、雇用の確保については、全国的に雇用改善が進んでおりますが、本市においても、その兆しが徐々に表れております。

昨日公表された本年1月の有効求人倍率は1.05倍となり約20年ぶりに求人数が求職者数を上回りました。昨年11月以降、流通の増等により運送会社の求人がふえたことや、小売業でも数年ぶりに求人が出たことなどが主な要因と伺っております。

市内の高校卒業者については、昨年度、島内就職者が両校合わせて21名でありましたが、今年度は30名の卒業生が島内で就職されることとなっております。本市では、平成27年度からハローワークと共同で、就職志望の市内高校生を対象とした地元企業の合同企業説明会を実施しておりますが、平成28年度以降も継続して実施し、若者の地元就職の一層の促進を図ってまいります。併せて、市内企業の情報誌を作成し、市内中高生に配付することで、地元企業への理解を深めていただくとともに、若者やUIターン者の市内就職を促進するための支援事業も実施してまいります。

企業誘致の推進につきましては、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の大きな課題であり、人口流出抑制を図る上で極めて重要な施策であります。誘致企業である株式会社レオパレス21におかれましては、平成28年度に事業拡大のため、新たなコールセンターの開設を計画されております。このため、施設整備への支援に加えて、雇用人員の確保等についての協力もハローワーク等と連携して行ってまいります。新たな企業の誘致への取り組みの推進と合わせ、既に立地していただいている企業各社の円滑な事業運営のためのサポートについても、ハローワークや長崎県、長崎県産業振興財団等の関係機関と協力して実施してまいります。

消費者行政につきましては、平成27年1月に壱岐市消費者生活センターを設置し、振り込め詐欺や悪質商法からの被害防止のための支援に努めております。商取引におけるトラブルに関する内容は、年々複雑、巧妙化しており、寄せられた消費者相談は、消費者被害の氷山の一角であると思われます。

このような状況を踏まえ、消費者行政の一層の充実を図るため、今回、壱岐市消費生活センターに係る条例を提出しております。市民皆様が相談しやすい環境をつくるとともに、出前講座などの啓発活動や専門機関との連携に努めながら、きめ細かな対応を行ってまいります。また、

全国消費生活情報ネットワークシステムの早期導入を図り、効果的な相談対応に活用してまいります。

なお、消費生活センターの機能強化に伴う費用につきましては、県の消費者行政推進補助金を活用することとしております。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**についてでございますが、地域の福祉力向上を図るため、民生委員、児童委員皆様や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを基本理念として掲げ、推進している壱岐市地域福祉計画及び障害者皆様のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障害者計画につきましては、平成28年度が最終計画年度となりますので、十分検証するとともに所要の見直しを行い、平成29年度から平成33年度までの5年間を期間とする計画を策定することといたしております。

次に、箱崎中学校跡地を活用し計画されている、社会福祉法人による障害者支援施設については、旧中学校校舎等の解体工事も予定どおり進められ、施設整備については平成28年度に着工されることとなっており、市といたしましては、できる限りの支援を行ってまいります。

昨年10月1日をもって経営移譲した市立特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会による特別養護老人ホーム壱岐のころとして、順調に運営がなされております。今後、平成30年度末までに鯨伏幼稚園下の建設予定地への施設建設が完了できるよう、地域住民の皆様にも十分説明し、御理解をいただきながら、平成28年度中に用地内施設の解体及び排水路等の整備を終え、施設用地として提供したいと考えております。

次に、国の平成27年度補正予算成立に伴い、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、また、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者皆様等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されることとなりました。今後、早期給付に向けて準備を進めてまいります。

また、本年10月15日から18日にかけて、第29回ねりんピックが県下各地で開催されます。本市においては、10月15日から16日にかけてウォークラリー交流大会を、原の辻遺跡をメインとした風光明媚なコースで開催いたします。

全国から参加される選手、関係者の皆様の思い出に残る大会となるよう、諸準備を進めております。市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、**子育て環境の充実**についてでございますけれども、少子高齢化や核家族化など社会環境

の変化、価値観の多様化に伴い、子育て家庭への支援に係るニーズも多様化しております。子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育てに関する不安の解消や経済的負担感の軽減が課題となっており、特に、ひとり親家庭や多子世帯に対しての経済的支援が求められております。

本市においては、合計特殊出生率が2.14で全国第9位と高い数値を示しておりますが、依然、人口減少の歯止めはかからず、高齢化率は本年1月末現在で34.73%と高い数値を示しております。

このような状況を分析したとき、本市が取り組むべき最初の課題は婚活事業の充実を図り、若者の結婚支援と子育て環境の充実を図ることと捉えております。

安心して子供を育てることができる島、子育て環境が充実している島を実践し、情報発信することで、さらなる出生率の向上、若年層の島外流出を食いとめる手段のみならず、若者の流入にもつながるものと考えております。さらに、国においては、地方創生に加え、子育て支援を政策の柱にすることに明言されたことから、本市にとって急務の課題である、子ども子育て支援の各種施策、福祉医療費の中学生までの無料化や保育料の第2子以降の無料化の実現を図る必要があると考えております。

本市の将来を担うすべての子供と子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てができるよう、可能な限り対応し、さまざまな子育て環境の整備に取り組んでまいります。

さて、生活の基盤は、まず健康であります。市民皆様の健康づくりのため、今後も引き続き各種健診、相談、予防、健康教室等の充実と、受診率の向上を図るため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員及び各自治会の福祉保健部とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、食生活改善推進員の皆様には、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全、調理、栄養など食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に努めてまいります。

次に、本市における国民健康保険加入率は現在33%であり、本市の景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年厳しい財政運営が続いております。制度のさらなる安定を図るため、平成30年度から県に財政運営責任等が移行しますが、平成28年度予算編成についても、財源確保のため、一般会計からの繰り入れを予定しております。

今後も、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めております。

平成28年度は第6期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として介護予防・日常生活支援総合事業を実施いたします。この事業は、地域の実情に応じて住民等の多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりの推進や、要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安全安心確保を図るとともに、高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実によって認定に至らない高齢者の増加や要支援状態からの自立促進、重症化予防の推進等により、結果として介護給付費等の費用の効率化を目指すものであります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスが受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところであります。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

世界規模の課題である地球温暖化の防止をより一層推進するため、低炭素の島づくりに取り組んでおります。平成27年度については、市の施設を中心とした再生可能エネルギーの導入、活用の可能性の検討や、本市の再生可能エネルギー活用促進に向けた方向性を示すための事業化計画の策定に取り組んでまいりました。これまでの取り組みを踏まえ、平成28年度以降は、太陽光や風力、バイオマスなど個々のエネルギー資源についての利活用の可能性について、検討を行っていくとともに、離島という環境を生かした海洋関係のエネルギー資源の活用についても検討を行ってまいります。

市道整備につきましては、平成28年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備2路線、橋梁補修4橋及び道路防災安全工事2路線、起債事業7路線、単独事業8路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による古城団地、永田団地、三本松団地の耐震診断、また、古城団地の給排水設備等改修工事、赤滝団地の耐震改修工事、単独事業として、大久保団地5棟の下水道等接続工事を予定しております。

上水道と簡易水道事業は、国の制度改正により平成２９年４月から事業統合し、一つの水道事業として経営していくことといたしており、公営企業会計への移行に向けて取り組んでまいります。

基幹施設の更新等の整備については、平成２６年度から国の簡易水道統合整備事業により実施しており、平成２８年度が最終年度となります。継続地区の勝本町新西浄水場の浄水施設及び新規地区の石田町大川橋浄水場の送水施設の改修工事等を予定しております。また、上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の布設替え工事を実施することといたしております。

公共下水道事業は、現在事業認可を得ている区域については、ほぼ整備が完了いたしましたので、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城、大谷公園周辺等の整備に向けて、事業認可の変更手続を進めております。手続が完了次第、測量及び詳細設計を予定いたしております。

漁業集落排水施設整備事業は、平成２５年度から工事着手していた芦辺地区の一部約７．４ヘクタールについて、平成２８年４月に供用開始をいたします。下水道の使用が可能となりますので、接続の推進に取り組んでまいります。また、汚水管布設工事及び路面本復旧工事を引き続き実施し、事業の促進を図ってまいります。合併処理浄化槽設置整備事業については、平成２８年度も国、県の補助制度により、１４０基の設置を予定をいたしております。

さて、防災は、行政の最大の使命として、これまで、さまざまな災害の発生に備えて、関係機関と連携を図り、各種防災対策を進めておりますが、行政による防災対策のみならず、市民皆様自らが防災対策を講じていただくことが重要であります。

地域が助け合い、地域の安全を確保する自主防災組織については、現在１８０組織、組織率７４．６％となっており、平成２５年度末と比較いたしますと１４４組織、組織率は４７．１％の増となっております。今後も、自主防災組織の結成について、各自治公民館の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、東日本大震災からはや５年を迎える中で、原子力災害等により、いまだ多くの被災者皆様が避難生活を余儀なくされておられます。

本市における原子力災害への対応については、長崎県原子力防災訓練等実施するとともに、一旦、有事の際の全体的な避難計画について、地域防災計画に定めておりますが、今後、自治公民館や自主防災組織ごとの、より具体的な避難計画の策定作業を進めてまいります。

また、平成２７年中の災害発生状況は、火災２３件、救急１，６２３件、救助９件で前年に比較し、火災は４件の減、救急は１１８件の減、救助は１０件の減であります。特に救急件数の減少につきましては、さまざまな要因が考えられる中で、市民皆様への救急車の適正利用等広報活動が要因の一つとして考えられます。今後とも市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成２８年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新、防火水槽の増設、消防団の小型ポンプの更新及びホース乾燥ポールの設置工事を行うこととしております。

災害は、依然として後を絶たず、その内容も複雑多様化し、最近では局所化の傾向に加え、現場活動に対する潜在危険もますます増大しており、今後も壱岐市消防団とともに、市民皆様の安心、安全のために防災対策に全力で取り組んでまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**について、申し上げます。

まず、**学校教育について**でございます。平成２４年度から取り組んできた、市内小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は、平成２７年度をもって一通り完了します。今後は、外壁などの非構造部材の落下防止のための改修工事を計画的に行い、安全対策はもとより、災害発生時における緊急避難場所として十分に機能できるよう施設整備に努めてまいります。

また、耐震強度の不足により改築が必要とされた芦辺小学校と芦辺中学校については、改築することで進めております。

芦辺小学校につきましては、去る２月１３日に児童や先生を初め、多くの保護者皆様の御協力をいただき、芦辺地区公民館を中心とする仮設校舎に移転を行いました。不便な環境の中で子供たちは、元気に勉学に励んでおります。現校舎は間もなく解体に着手し、新校舎は平成２９年４月の供用開始を、また、体育館については、平成３１年度に現在地に改築する予定にしております。

一方、芦辺中学校は、芦辺中学校校舎建設に関する検討委員会での協議結果や、その後の議会説明のとおり、ふれあい広場に建設をすることで準備を進めております。芦辺中学校の保護者や、これから芦辺中学校に通学する芦辺町内の小学校の保護者にも、芦辺中学校の校舎建設について、壱岐市教育委員会からのお知らせ文書を届け、周知をいたしております。平成２８年度に基本設計、実施設計、平成２９年度に体育館、平成３０年度に校舎の建設を計画しております。１日も早い、安心、安全な教育環境を整えるため、校舎等の整備に引き続き取り組んでまいります。

社会教育・社会体育施設の環境整備につきましては、平成２７年度に実施した社会教育、社会体育施設の耐震診断の結果を受け、平成２８年度に大谷公園体育館の補強等工事を行うことといたしております。また、その他耐震補強が必要と診断された施設につきましては、次年度以降計画的に補強工事を進めてまいります。

合わせて、経年老朽化や塩害等で改修が必要な施設も多くあり、緊急性の高い施設から改修、整備を行うこととし、市民皆様が安全で安心して生涯学習やスポーツ活動が実施できるよう、引き続き、社会教育、社会体育施設の整備充実を図ってまいります。

次に、**文化遺産の啓発普及**につきましては、壱岐市固有の貴重な歴史、文化遺産を広く情報発

信するため、島内においては、一支国博物館を拠点とした公開展示を、また、島外においては昨年に引き続きデリバリーミュージアム事業を受けて、福岡県九州国立博物館及び愛媛県松山市立考古館での公開展示を予定し、歴史、文化を初めとする壱岐のすばらしい魅力を積極的に情報発信するなど、文化遺産の啓発普及と交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

まず、**ウルトラマラソン**についてでございますけれども、本年10月2日に、壱岐ウルトラマラソン2016を開催することといたしました。本大会は昨年4月、文化庁が新たに創設した日本遺産に、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」のタイトルで本市が認定されたことを記念して開催するとともに、壱岐が誇る歴史、文化、自然、パワースポットなど多くの「しまの宝」を広くPRすることにより、誘客につなげることを目的として実施するものであります。また、これまでであったイベントとは違い、壱岐全島を舞台としたイベントとすることで、壱岐全体が盛り上がり、市民皆様のおもてなしの心や、熱い情熱を呼び起こすきっかけになるものと期待をいたしております。

現在、大会委員会、実行委員会を設立し、市内関係機関、団体皆様方と事業計画、運営方法等について検討を行っており、本年4月には参加者及びボランティア募集の開始を計画しております。ウルトラマラソンの開催については、初めての取り組みであり、運営等にはまだ多くの課題があります。市といたしましては、大会の成功に向け、万全の体制、準備で取り組んでまいりますので、市民皆様、関係機関、団体皆様の御理解、御協力を重ねてお願いを申し上げます。

次に、インバウンドにつきましては、福岡市と連携した取り組みなどの効果で、徐々にではありますが、確実に増加をいたしております。引き続き、福岡市等と連携して、壱岐の魅力を十分に伝えられるような施策を展開し、誘客を図ってまいります。

また、本年11月に在京の駐日大使館に対し、外務省主催で実施される地方視察ツアーを壱岐市に誘致することができました。諸外国の外交官に対し、壱岐市を視察していただくことで、国外からの観光客誘致につながることを大いに期待をいたしております。

さて、本市と姉妹都市である長野県諏訪市との交流事業の一環として、壱岐御柱祭の開催を本年7月に予定しております。

本市においては、平成16年と平成22年に開催しておりますが、長野県諏訪市とは旧勝本町との間で、俳人曾良翁の生誕の地と終焉の地である御縁から交流を重ね、平成17年に姉妹都市を締結し、諏訪よいてこ祭りや勝本朝市祭りの物産販売等を通じて交流を深めてまいりました。

本年、諏訪市では、7年に一度の天下の大祭、御柱祭が開催され、現在、諏訪大社に建立の御神木が、このたび役目を終え、本市に寄贈されるのに合わせ、御柱祭を開催するものであり、友好交流がさらに深まるとともに、観光振興と地域の活性化に寄与するものと期待をいたしております。

ます。

次に、船舶リプレイス（運賃低廉化）事業等についてでございますが、離島、半島航路における船舶の更新、長寿命化に要する経費を、県が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成し、運賃低廉化による島民等の経済的負担の軽減と、交流人口の拡大を図るために実施される船舶リプレイス事業において、現在、印通寺・唐津航路に就航しているフェリーあずさの更新が、平成28年度から2カ年で実施されることになりました。

新船は、平成30年4月1日就航予定であり、本事業の実施により、印通寺・唐津航路の旅客運賃が2割値下げされるとともに、本事業では初となるバスの航送運賃が5割値下げされる予定となっており、本市のさらなる産業経済の振興、交流人口の拡大に大きく寄与するものと期待いたしております。

さらに、船舶リフレッシュ事業として、これまでの特定医療、後期高齢者、学生、身障者等自動車航送料の各運賃の半額割引に加え、今回新たに、本土通院等割引として離島で完結できない高度医療を必要とされる方々が本土での療養を余儀なくされる場合の旅客運賃についても、半額割引されることとなっております。

本事業については、平成24年度4月1日に、博多、壱岐、対馬航路に就航し、同航路の運賃2割低廉化が実現したフェリーきずなに続き、実施されるものであります。唐津・印通寺航路のリプレイス事業については、平成23年度から県知事への要望を継続して実施するとともに、構成委員である長崎県離島基幹航路運賃対策協議会において協議を行いまして、やっと実現の運びとなったところであります。

今後、国境離島新法の制定、予算獲得に向けた取り組みを全力で推進し、航路運賃のさらなる値下げに、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、参画と協働による市民が主役のまちづくりについて申し上げます。

地域が抱える課題への対応や、市民皆様が主体となったまちづくりを進めるためには、市民皆様と行政とが、お互いの得意とする分野を生かした協働による取り組みが重要となります。そのため、市民皆様、地域、市議会、市長等の役割と責任を明確にし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めるための壱岐市自治基本条例、仮称でございます、の制定に向けた取り組みを進めております。現在、自治公民館の代表、各種団体からの代表、有識者等による自治基本条例審議会をこれまで8回開催し、審議を進めており、近く素案がまとめられる見込みとなっております。今後は、パブリックコメントの実施、市民説明会の開催等、市民皆様の意見を十分反映した条例の制定をめざし、市民皆様が主体となる協働のまちづくりの実現に、引き続き取り組んでまいります。

次に、公共施設等総合管理計画についてでございます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本市においても過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えようとしています。さらに人口減少、少子高齢化の進展により、公共施設等の利用状況が変化していくことを踏まえ、公共施設等の老朽化や利用の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことに、財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現するため公共施設等総合管理計画を策定し、適正な管理を推進してまいります。

また、現在21施設で指定管理者の導入を行っておりますが、本年3月末をもって指定期間が満了となる6施設について、今回再指定を行うため、関係議案を提出をいたしております。

さて、このたび、本市の若手職員で構成し、歳入確保を図る事業を推進するために設置している壱岐市歳入確保対策会議の提案を受け、市職員が通勤のために使用する自動車を市有地に駐車する場合、利用協力金として1台当たり月500円を納付する駐車場利用協力金制度を本年4月1日から実施することとし、平成28年度壱岐市一般会計予算の歳入で283万2,000円計上しております。また、ネーミングライツ事業として本市の施設、イベント等の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与し、そのスポンサーからその対価を得て施設等の運営、管理等に役立てることを目的とした壱岐市ネーミングライツ事業も本年4月1日から実施することとしております。

今後も職員一丸となって歳入確保に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

平成28年度予算についてでございますが、国は、経済・財政再生計画をもとに、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとした上で、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力強化、まち・ひと・しごとの創生、さらに、公共サービスの無駄排除、質向上等の改革に重点を当てた予算編成に取り組むことなど、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するように進めることとされております。

一方で、地方財政については、地方の一般財源総額を平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入、歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくこととされております。

このような中、一般財源総額については、平成27年度と同水準を確保するとしているものの、国の歳出の取り組みと基調を合わせることで、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が生じるものと見込んでおります。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある

市債を有効に活用しながら、財政運営を行ってきたところであります。

平成28年度予算編成に当たっては、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラップアンドビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な財源配分を行い、適正で効率的な予算編成を行ってまいります。

また、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけ、活力のある豊かな地域社会を維持し、重点プロジェクトの早期対応と健全財政の維持向上の両立に取り組んでまいります。

平成26年度末の市債現在高は268億円、普通会計ベースでありますけれども、義務的経費の割合は44%、経常収支比率は84.4%と、依然と高い水準で推移しておりますが、今後も、中期財政計画に基づき普通交付税の縮減に応じた健全な財政運営に努めてまいります。

なお、平成28年度の一般会計予算規模は、221億8,500万円、対前年度比13億2,900万円、6.4%増で、特別会計を含めた予算規模は、330億9,798万円、対前年度比13億5,531万円、4.3%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、改正に係る案件16件、予算案件17件、公の施設の指定管理者の指定案件6件、その他3件でございます。案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承をお願いします。

なにとぞ、十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、これまでの御支援、御協力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも、さまざまな行政課題に対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、今後とも議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第5. 議案第7号～日程第46. 議案第48号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第５、議案第７号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから日程第４６、議案第４８号平成２８年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上４２件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、担当部長及び課長にさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第７号から議案第１６号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第７号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、平成２８年３月３１日をもって、長崎県市町村総合事務組合から北松南部清掃一部事務組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、２８年３月３１日をもって、北松南部清掃一部事務組合が解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお願いいたします。

長崎県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約でございますが、別表第１、別表第２を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、２８年４月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第７号の説明を終わります。

次に、議案第８号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から行政不服審査法が全部改正され、平成２８年４月１日から施行されます。これに伴い、同法の規定に基づき所要の改正を行うもの

でございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は、壱岐市情報公開条例の一部改正です。3ページの中段、第2条は、壱岐市個人情報保護条例の一部改正でございます。6ページの中段でございます、第3条は、壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。7ページ中段でございます、第4条は、壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例の一部改正でございます。第5条は、壱岐市税条例の一部改正です。第6条は、壱岐市手数料条例の一部改正です。8ページの中段でございますが、第7条は、壱岐市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。関係条例の整理等の主な内容は、不服申し立ての手続を審査請求に一元化する条文の改正、審査請求することができる期間を60日から3カ月に延長する条文の改正、審理員の適用除外の場合の規定の「追加、決定」を「採決」に改めるとの用語の整理及び当該法律を引用している部分の改正でございます。

附則といたしまして、施行期日を行政不服審査法の施行日の平成28年4月1日といたします。

第2項は、経過措置をうたっております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち、壱岐市行政区設置検討委員会の新設並びに壱岐市特別職報酬等審議会及び壱岐市障害者地域自立支援協議会の担任する事務の内容の変更並びに壱岐市史跡調査推進委員会、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会及び壱岐市環境美化リサイクルセンター公害防止委員会の廃止を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別表ア、市長の附属機関の部、壱岐市自治基本条例審議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市行政区設置検討委員会、コミュニティー活動を推進するための組織の設置に関し、必要な事項を調査・検討すること。別表アでございます。市長の附属機関の部、壱岐市特別職報酬等審議会の項中、「及び副市長」を「副市長及び教育長」に改め、同部、壱岐市地籍調査推進委員会の項を削り、同部、壱岐市障害者地域自立支援協議会の項中、記載のとおり壱岐市障害者計画策定に関することを追加するものでございます。資料の新旧対照表につきましては、あともってご覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございま

す。

また、壱岐市特別職報酬等審議会の適用における経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に存在する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市特別職報酬等審議会のほうに係る規定は適用せず、改正前の壱岐市特別職報酬等審議会のほうに係る規定は、なお、その効力を有するといたしております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び行政不服審査法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、任命権者の報告事項及び長崎県市町村公平委員会からの報告事項について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

ここで、別冊議案関係資料1の26ページ、27ページをお願いいたします。

新旧対照表を載せてあります。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料2に下線をしていますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

新旧対照表26ページをご覧ください。

第3条は、任命権者の報告事項を定めておりますが、第2項として職員の人事評価に関する事項を追加しております。

次に、第5条第2項中、「不服申立て」を「精査請求」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正、いわゆる人事評価制度の導入でございますが、人事委員規則の規定に基づき、職員の降給に関する事項について定めるために本条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条、目的であります。この条例は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とします。

今期法令で、今期法であります。地方公務員法第27条第2項は、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないとの規定です。

第28条第3項は、職員の意に反する降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないとの規定でございます。

第2条、降給の種類は、降格及び降号といたしております。

第3条、降格の事由として、任命権者は職員が後任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは当該職員を降格するものとする。

以下、事由を掲げております。

1号、職員の能力評価または業績評価の実施権者による確認が行われた全体標語が最下位の段階にある場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務成績がよくないと認めれる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されてる職務を遂行することが困難であると認められたとき。

2号、任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合。

3号、職員がその職務の級に分類されている職を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないときとしております。

第4条は、降号の事由について。

第5条は、通知書の交付について。

第6条は、診断を受けるように命じられた場合の診断命令に従う義務を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御

説明を申し上げます。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、本条例における引用条項、番号の整理等を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中、「第24条第6項」を、「第24条第5項」に改めます。地方公務員法第24条中、第2項が削られたために、第6項が第5項に繰り上げたものでございます。条文の内容は、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める」でございます。

次に、学校教育法の一部改正に伴い、第9条第1項第2号中、小学校の次に義務教育学校の全期課程または特別支援学校の小学部を加えます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を次のように改正するものでございます。別表、教育委員会の部、教育長の項を削ります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規制は、なおその効力を有するとしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

題名を、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例に改めます。

第1条、第2条、第3条中、「及び副市長」を、「副市長及び教育長」に改めます。第2条に、教育長月額57万6,000円を追加します。第3条第3項中、「給与、勤務時間」を、「勤務時間」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定により、改正後の壱岐市長及び副市長及び教育長の給与に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の規定のその効力を有するといたしております。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、第15号でございます。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正いたします。

題名を、壱岐市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に改めます。

第1条中、教育公務員特例法第17条第2項を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に給与、勤務時間を勤務時間に改めます。

第2条から第6条まで削除いたします。

本則に次の一条を加えます。職務に専念する義務の免除、第8条、教育長の勤務に専念する義務の免除については、壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるといたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際に、現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有するといたしております。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定を踏まえ、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

この議案第16号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条建ての改正方法を行っております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものを規定いたしております。

第33条第2項において、平成27年12月に支給する勤勉手当の支給月数を、現行の0.75月から0.85月に改め、0.1月引き上げる旨の規定をいたしております。

次に、議案書2ページから23ページまでは、行政職、海事職、教育職、医療職2から4の給料表について、平均0.4%の引き上げ改定を行っております。

次に、議案書24ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものを規定いたしております。

第4条第2項は、「給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を現

行では規則で定める」としておりましたが、改正後は、「別表第7に改める等級基準職務表によるものとする」といたしております。別表第7は議案書の25ページに添付をいたしております。

次に、第5条第3項でございますが、職員の昇給に係る1年間の勤務成績の判断に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分、これに準ずる規則で定める事由に該当したときは、これらの事由をあわせて考慮する旨の規定を加えております。

同じく第5条第4項の勤務成績良好及び第5項の勤務成績特に良好に、第3項に追加した懲戒処分等の考慮を反映する規定を改正いたしております。

32条2項は、行政不服審査法の改正に伴う引用条項の改正であります。

第33条第2項は、6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を本条例第1条の改正により、平成27年6月が0.75月分支給済み、12月が0.85月分支給予定の計1.6月分としたところを、適用日を意味する本条例第2条の改正において、平成28年度より、6月0.8月分、12月0.8月分の合計1.6月分と調整をいたしております。

次に、議案書27ページをお願いいたします。

第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものを規定をいたしております。

議案書27ページの下段より28ページまでは、附則として、施行期日適用日経過措置等について定めております。別冊議案関係資料に新旧対照表を載せておりますので、あともってご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、昭和55年に勝本町の教職員用として建てられた木造平屋3戸の教職員宿舍について、近年の社会情勢の変化から車通勤が増加し、宿舍の利用が少なくなっていた。また、統廃合に伴う学校の減少などもあり、教職員住宅に空きが生じ、現状では当該宿舍に入居の見込みがない。このことから、土地の有効利用を図るため財産処分を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては、記載のとおり第2条の表、壱岐市勝本町教職員宿舍（鯨伏宿舍）の項を削ることいたします。

また、改正条文の新旧対照表につきましては、別添資料1の41ページに記載のとおりであります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第18号、議案第19号続けて御説明をいたします。

まず、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第6条から第9条に記載のとおりでございます。

また、議案関係資料としまして新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

改正概要を説明しますと、保育の需要に対し保育士の不足等から、保育士配置要件の弾力化について国の保育士等確保対策検討会の結果を受け、当分の間、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に配置すべき保育士の資格保持者の数について、改正前は、計算上1人の配置となる場合でも最低2人を配置するようになっておりましたが、第6条では、そのうちの1人を都道府県知事等が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を。また、第8条では、入所児童数に対して必要保育士総数の3分2は保育士資格保持者とし、残り3分の1を都道府県知事等が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をもってそれぞれ保育士とみなすことができるよう児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

対象施設としましては、認定こども園、認可保育所、小規模保育施設でございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正についてでございます。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第6条から第9条に記載のとおりでございます。また、議案関係資料としまして新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

改正概要を説明しますと、議案第19号と同様の理由により、当分の間、家庭的保育事業等に配置すべき保育士資格保持者の数について、改正前は計算上1人の配置となる場合でも最低2人を配置するようになっておりましたが、第6条では、そのうちの1人を市長が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を。また、第8条では、預かる児童数に対して、必要保育士総数の3分の2は保育士資格保持者とし、残り3分の1を市長が保育士と同等の知識等があると認めるもの及び幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をそれぞれ保育士とみなすことができるよう、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この対象施設としましては、小規模保育施設A型、事業所内保育施設、家庭的保育事業でございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号と議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、三島診療所の指定管理者が辞退したことにより診療業務等ができなくなり、三島診療所を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

三島診療所につきましては、平成24年1月5日より医療法人玄州会光武内科循環器科病院が

指定管理者となり診療を開始しておりましたが、当該法人より長崎県に対し社会医療法人認可の協議が開始されたことに伴い、認可要件として手続が必要となるものでございます。条例上廃止となりますが、診療体制につきましては従来の年間約50日の診療が、年間53日以上巡回診療となりますので、今まで以上の診療機会の確保ができるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとなったことに伴い、条例を制定するものでございます。

壱岐市消費生活センターにつきましては、平成27年1月に設置し、設置時に壱岐市消費生活センター設置要綱を整備していたところでございますが、消費者安全法の改正により本要綱を廃止して条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条につきましては、趣旨でございます。

第2条につきましては、名称及び位置。名称につきましては、壱岐市消費生活センター。位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町本村触562番地、壱岐市役所郷ノ浦庁舎観光商工課内に設置しているところでございます。

第3条につきましては、職員についてでございますが、センターに所長及び必要な職員を置くものとしております。所長は観光商工課長が兼務しているところでございます。

第4条につきましては、消費生活相談員についてでございますが、消費生活相談員資格試験に合格した者、または市長が認めた者を相談員として置くものとしております。現在、嘱託職員1名を観光商工課業務と兼務で、相談員として配置しているところでございます。

第5条につきましては、センターの業務内容でございます。

次のページをお開きください。

第6条につきましては、開所日及び開所時間でございます。開所日は、祝祭日・年末年始を除

く月曜から金曜日まで。開所時間は、午前8時30分から午後5時まででございます。

第7条につきましては、人材及び処遇の確保でございます。

相談員の専門性に鑑み、適切な人材の確保に必要な措置を講ずるものとしております。

第8条につきましては、職員に対する研修でございます。相談員の資質向上のため、研修機会を確保するものとしたしております。

第9条につきましては、情報の安全管理でございます。

第10条につきましては、守秘義務でございます。

第11条につきましては、補則でございます。本条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定めるものとしたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要があるため議会の議決を求めるものです。

この改正の背景は、地価の高い土地がある一方で、周辺自治体との合併によって、人口が多いながらも地価の低い都市も存在しており、現行の制度では都市によっては逆転現象が生じていることなどがあります。占用料の額は、民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動などを反映した適切なものとするため、これらを踏まえた改正が行われることにされました。

次のページからは、占用料を別表として掲載しております。この改正により例を挙げますと、一般的な電柱が、現行では1本につき1年間で690円が310円に。その他の物で専用面積1平方メートルにつき1年で1,200円が560円に。このように全ての項目で減額となります。

お手元の資料1の議案関係資料47ページから新旧対照表添付してありますので、あともって御高覧いただきたいと存じます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、施行後10年以上経過し、当初、対象火気省令で想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第3の内容を改めるものですが新旧対照表をお手元の資料第1議案関係資料の53ページから78ページに記載しておりますが、その概要をご説明申し上げます。

表の中のドロップイン式という表現を組み込み型へ改め、ガスグリルつきコンロを新たに追加し、また、電気コンロ等の名称を電気調理用機器の名称へ統合するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、説明をお願いします。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第24号から議案第27号まで一括して御説明をいたします。

まず、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、位置は壱岐市勝本町大久保触1736番地2。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、位置は壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市石田町総合福祉センター、位置は壱岐市石田町石田西触1486番地1。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人、壱岐市社会福祉協議会会長、品川洋毅。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で、議案第２４号から議案第２７号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 大久保農林水産部長。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 登壇〕

○農林水産部長（大久保敏範君） 議案第２８号公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記といたしまして、１、公の施設の名称及び位置でございますが、名称はへい死獣畜一時保管処理施設、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触３１９５番地でございます。

２、指定管理者でございますが、壱岐市郷ノ浦町東触５６０番地、壱岐市農業協同組合代表理事組合長、川崎裕司氏であります。

３、指定期間でございますが、平成２８年４月１日より平成３１年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由といたしまして、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で、議案第２８号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第２９号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するものです。本日の提出です。

１、公の施設の名称及び位置については、名称が勝本総合運動公園、場所が壱岐市勝本町新城西触１６４５番地。

指定管理者は、壱岐市勝本町新城西触１６４５番地、株式会社壱岐カントリー倶楽部、代表取締役森山興邦氏でございます。

指定期間は、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について、御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定に基づき、過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回、過疎地域自立促進特別措置法、通常過疎法と申しますけれども、一部改正により、平成27年度までとされていた期間が5年間延長され、平成33年3月31日までとなっております。平成27年度まで定めておりました壱岐市の過疎計画につきましても、今回延長されました期間分を新たに定めるため、今回提案するものでございます。

過疎法では、過疎計画の定めは任意としてございますけれども、過疎法で定めます過疎債の借入れをするためには、過疎計画の策定が必至でありますので、有利な地方債であります過疎債を活用するためにも、過疎計画を策定するものでございます。

それでは、過疎自立促進計画の内容について御説明申し上げます。

1ページから12ページは、市の概要について記載いたしております。

12ページをお開きください。地域の自立促進の基本方針として、過疎地域自立促進計画は、壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、壱岐市総合計画に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った、各種施策を推進するものとしております。中段からは、第2次壱岐市総合計画の抜粋でございますので、割愛させていただきます。

14ページをお開きください。下段に本計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

15ページをお開きください。過疎振興の根本であります産業の振興について、現況と問題点として、農業、水産業、10ページに商工業、17ページに企業誘致、観光レクリエーション、再生可能エネルギー等の活用について、記載しております。

次に、25ページでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、現状と問題点を記載いたしております。

次に、30ページでございます。生活環境の整備について、現況と問題点を記載いたしております。

次に、36ページに高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進についての現況と問題点でございます。記載をいたしております。

次に、43ページでございます。医療の確保の現況と問題点を記載いたしております。

45ページでございます。教育の振興でございます。

次に、４８ページでございます。地域文化の振興等でございます。

５０ページに、集落の整備についての現況と問題点、その対策を記載いたしております。

以上で、過疎地域自立促進計画の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第３１号市道路線の廃止について。

市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。本日の提出です。

提案理由は、行きどまりなどにより、一般交通のように供してなく、市道としての機能を有していないため、道路法第１０条第３項の規定に基づいて提案するものでございます。

次のページに路線調書を添付しております。この２路線を廃止するものです。

その次のページには、位置図などを添付しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第３２号平成２７年度壱岐市一般会計補正（第１１号）について、御説明いたします。

平成２７年度壱岐市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億８，１５２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３７億２，７３４万１，０００円とします。第２項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第２条繰越明許費の追加は、第２表繰越明許補正によるものでございます。

地方債の補正。第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

５ページをお開き願います。第２表繰越明許費補正、１、追加。２款１項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業ほか９件の事業費総額５億９１６万７，０００円について、国の補正予算等により年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して、使用できる繰越明許費を計上しております。なお、事業の完了予定及び繰り越し理由の詳細につきましては、予算関係資料２の１８ページ、１９ページに記載のとおりでございます。

６ページをお開き願います。第３表地方債補正、１、変更。辺地対策事業債はスクールバス購

入及び漁業集落排水整備事業等の実績見込みにより、限度額を２億７,８８０万円から２億７,０５５万円に、３３０万円を減額しております。

次に、過疎対策事業債は、壱岐東部漁協の製氷貯氷施設整備事業について、設計費のみの国庫補助債事業採択となり、工事費分の減額及び高規格救急車等の実績により、今回、限度額を３億６,８８０万円から３億３,８６０万円に３,０２０万円を減額しております。

次に、７ページをお願いします。土木債は、公営住宅建設事業債で、赤滝団地耐震改修事業費の２次協議で、単独事業に係る部分について、今回限度額９,６１０万円を１億５,３９０万円に、５,７８０万円を増額しております。

次に、合併特例事業債は、本庁別館の耐震診断業務費の実績により、限度額２億２,２６０万円を２億２,１７０万円に、９０万円を減額しております。

８ページをお開き願います。商工債は、旧鯨伏中学校耐震診断業務費の実績により、緊急防災減災事業債について、限度額５７０万円を５１０万円に、６０万円を減額しております。

９ページをお願いします。総務債は、国の補正予算の自治体情報セキュリティ強化事業の補助裏に補正予算債を６,３９０万円を追加し、限度額４２０万円から６,６８０万円を増額をいたしております。

次に、事項別明細書により、歳入の主なものについて御説明をいたします。

１４、１５ページをお開き願います。１０款地方交付税は、今回普通交付税の留保分２億２,５９４万１,０００円及び国の２７年度補正予算で地方交付税総額が増加をしたことで、調整戻し分１,３８５万９,０００円の追加交付があり、合わせて２億３,９８０万円を増額しております。

１４款２項１目総務費国庫補助金、通知カード個人番号カード関連事務委任交付金は、今年度の個人番号カードの交付見込み枚数の増分に対する負担金の増で、１０分の１０の４８２万１,０００円を受け、地方公共団体情報システム機構に支出をするものでございます。

次に、２目民生費国庫補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金は、国の補正予算で平成２８年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に、１人３万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するもので、５,５００人分を見込み、給付システム回収費他事務費分を含めて１億７,１１９万１,０００円を追加しております。

次に、５目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金２,１００万円の増額補正は道路防災安全交付金で、市道加賀城線法面補修工事に対する追加内示があり、補助対象額３,０００万円に対し、７０％の２,１００万円を追加しております。そのほか、国県支出金について、事業実績見込みによる増減補正を行っております。

次に、１８、１９ページをお開き願います。１８款２項１目特別会計繰入金、特別養護老人

ホーム事業特別会計繰入金５億５,２００万１,０００円の補正は、特養ホーム特別会計財政調整基金及び施設整備基金条例の廃止に伴い、一般会計で承継をすることとなり、特養ホーム財政調整基金の残高、３億６,３９３万５,０００円については、地域福祉基金へ承継をし、特養ホーム施設整備基金の残高１億８,８０６万６,０００円については、老人ホーム施設整備基金へ承継をすることといたしております。

２１款市債につきましては、第３表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

別紙予算関係資料２の平成２７年度３月補正予算案概要で説明いたします。

別紙資料２の３ページをお開き願います。２款１項３目財政管理費基金積立金は入札執行や、事業実績見込みによる一般財源不用額分を後年度の財源及び公債費償還の財源として確保するために財政調整基金へ３,２０３万２,０００円及び減債基金へ４億円を追加積み立てしております。

次に、４、５ページをお開き願います。２款１項７目情報管理費自治体情報セキュリティ強化対策事業７,１２０万円の追加は、国の補正予算でサイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、マイナンバー制度に重大な影響を与えるリスクから、早急にセキュリティを強化することとして、声帯認証の導入、外部記録媒体等への持ち出し制限、ＬＧ１接続系とインターネット接続系の分離を行い、セキュリティ強化を図るものでございます。財源として、補助基準額１,４５０万円の２分の１、７２５万円と補助裏に補正予算債を６,３９０万円充当いたしております。

次に、６、７ページをお開き願います。３款１項３目老人福祉費外出支援サービス事業及び配食サービス事業については、平成２６年度の国の補正予算による、地域住民生活等緊急支援交付金事業の対象となり、平成２６年度繰越明許費予算により執行したため、２７年度予算分を今回、減額するものでございます。

次に、１２、１３ページをお開き願います。５款３項２目水産業振興費。漁業用燃油高騰緊急対策事業１,２００万円の増額補正は、今年度の漁獲量及び漁獲高が昨年より増となっており、燃油の使用量も１２月までの実績で増加していることから、当初の年間８,０００キロリットルから、９,２００キロリットルへ、１,２００キロリットル分を補正しております。財源は、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金１,２００万円を充当しております。

次に、１６、１７ページをお開き願います。９款５項３目青少年育成費、各種青少年大会補助金については、１２月補正でも１００万円を補正したところでございますが、さらに九州大会、全国大会への出場団体が増加したことにより、今回１７０万７,０００円を増額をし、補助金総額は７７０万７,０００円となっております。そのほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正をしております。

また、歳出全般について、人事院勧告及び人事異動等に伴う職員給与費の増減補正も行ってお

ります。

以上で議案第32号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第33号、34号について、続けて御説明をさせていただきます。

議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,696万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,471万3,000円とします。第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得や被保険者数の移動により増額及び減額をしております。

4款の国庫支出金、5款の県支出金及び6款の療養給付費交付金につきましては、実績見込みにより増額及び減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。8款共同事業交付金につきましては、実績見込みにより増額及び減額いたしております。10款繰入金1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましても、実績見込みにより7,025万8,000円の増額補正をいたしております。

11款繰越金につきましては、財源確保のため前年度からの繰越金を1億3,992万9,000円増額補正しております。

12、13ページをお開き願います。3、歳出でございますが、2款保険給付費1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者療養給付費につきましては、今後の給付見込みにより増額及び減額補正しております。2項高額療養費、4項出産育児諸費につきましても、給付見込みにより増額及び減額補正をいたしております。

14、15ページをお開き願います。7款1項の共同事業拠出金につきましては、実績による

ものでございます。

続きまして、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,249万円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入でございますが、1款1項介護保険料の増につきましては、1号被保険者が見込みよりふえたためでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費見込みの減によるものでございます。

4款支払基金交付金の介護給付費交付金、5款県支出金の介護給付費負担金及び7款の一般会計からの繰入金につきましても、介護給付費見込みの減によるものでございます。8款繰越金につきましては、財源確保のために前年度からの繰越金を5,323万8,000円増額補正しております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出でございます。

1款総務費3項介護認定審査会議費は、介護認定申請の減により、主治医意見書の手数料の減額をいたしております。

2款介護給付費の介護サービス給付費につきましては、介護サービス給付見込みによる増額でございます。

3款1項1目介護予防高齢者対策費及び2項包括的支援事業任意事業費につきましては、人件費を増額及び減額補正しております。

12ページ、13ページには給与費明細書を記載しております。

以上で、議案第33号、34号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成27年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算

(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,177万3,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を掲載しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事と市道改良工事の繰り越しに伴いまして、水道管の布設がえ補償工事についても、合わせて繰り越す必要が生じたため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして、502万2,000円を計上しております。

8から9ページをお開きください。2、歳入ですが、6款諸収入で80万円を減額しております。

次に、10から11ページをお願いします。3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で予算の組み替えと、2目施設管理費で水道管布設がえ補償工事を86万4,000円減額しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事や市道改良工事に伴いまして、水道管の布設がえを想定しておりましたけれども、その執行の状況により減額するものでございます。

続きまして、議案第36号について、説明いたします。

議案第36号平成27年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,879万8,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。これは、公共下水道事業と芦辺地区漁業集落排水整備事業で、土地の関係者との協議に不測の日数を要し、年度内に事業を終える見込みがないため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして3,800万円を計上しております。

10から11ページをお願いします。2、歳入ですが、4款県支出金で372万円を減額、5款繰入金で81万8,000円を増額、8款市債で200万円を減額補正しています。これは、漁業集落環境整備事業補助金の交付決定の減額によるものと、補助の残りの財源としまして充てていた市債を減額するものでございます。

次に、12から13ページをお願いします。3、歳出でございます。

1款1項2目施設管理費と、1款2項1目施設整備費で、予算の組み替えをしております。また、2款1項管理費で499万4,000円の減額と、2款2項1目施設整備費で予算の組替えをしております。これは、芦辺漁業集落排水整備事業の加入者助成金などの実績見込みによる減

額と、施設管理業務の実績による減額でございます。

以上で、議案第35号と議案第36号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,175万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億5,808万1,000円とします。第2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

2ページから3ページに歳入歳出予算補正を記載しております。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次に、8ページから9ページをお開き願います。歳入1款介護サービス収入、1項介護給付費収入、1目介護サービス費の補正額1億24万6,000円の減額補正については、特養ホーム民間移譲による10月以降分の人件費に見合う事業費を、区分ごとに減額補正を行っております。

7款繰入金、1項基金繰入金については、27年度末で特養ホーム特別会計の廃止に伴い、老人福祉施設整備基金及び財政調整基金についても廃止となりますので、それぞれの基金残高1億8,806万6,000円と、3億6,393万5,000円を特別会計へ繰り入れることにいたしております。

次に、10ページから11ページをお開き願います。歳出1款、介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費1目事務費については、民間移譲による10月以降分の施設介護費全体の人件費9,694万8,000円の減額補正と、一般会計繰出金5億5,200万1,000円の増額補正をし、養護老人ホーム施設整備基金及び地域福祉基金に積み立てることといたしております。2項短期入所介護サービス事業費は、社会保険料32万8,000円の減額補正、3項通所介護サービス介護事業はデイサービスセンター嘱託職員報酬と297万円の減額補正をいたしております。

13ページから15ページについては、給与費明細書でございます。

以上で、平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,417万1,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を14万7,000円増額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算補正について御説明をいたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけども、議案第16号で説明をいたしました、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の遡及改定等の分を14万7,000円、増額計上いたしております。

給与費明細書につきましては、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成27年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款水道事業費用で146万6,000円の減額をしております。第3条、平成27年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款資本的収入で78万円の減額をしています。支出では11項建設改良費で100万円の増額、第12項資産購入費で3万6,000円の減額をしています。

2ページをお開きください。第4条は記載のとおりです。本日の提出でございます。

10から11ページをお願いします。収益的収入及び支出を記載しております。これは、給与改定に伴い総計費の増額と資産減耗費の減額で、差し引きの146万4,000円の減額補正をしております。

12から13ページをお開きください。資本的収入及び支出ですが、収入で78万円の減額をしており、これは道路改良工事に伴う配管がえの実績によるものでございます。

支出では、96万4,000円の増額をしております。これは給配水管布設工事で100万円の増額と土地購入費で3万6,000円の減額をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算について、御説明いたします。

平成28年度壱岐市一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ221億8,500万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。地方債第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。一時借入金、第4条地方自治法第235条の3、第2項の規定により1次借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。本日の提出でございます。

2ページから5ページには、第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について記載をいたしております。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為、平成29年度以降に発生する債務負担行為20件の内容について記載のとおりでございます。

次に、7ページの第3表地方債で、平成28年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は28億6,320万円でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。今年度の当初予算につ

きましては、市長選挙のため、政策的予算を除く骨格予算で計上いたしておりますが、小中学校改築事業など、継続事業のため、前年度より増額予算となっており、予算規模は221億8,500万円で、対前年度比13億2,900万円、6.4%の増となっております。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入の主な内容について御説明いたします。1款市税、1項市民税は8億2,956万2,000円で、対前年度比358万7,000円の増で、個人市民税は個人所得の伸びを見込み、また法人市民税は法人税割の減を考慮し、予算計上しております。2項固定資産税は10億541万円で、対前年度比3,792万7,000円の増で、旧郷ノ浦町全域の国土調査が平成27年に完了したことに伴い、平成28年度課税より国土調査後の地籍による課税へと変更となることを考慮し、予算計上しております。

次に、16、17ページをお開き願います。10款地方交付税は、対全年度比1億9,946万3,000円の減額で、91億9,946万1,000円を計上しております。普通交付税の合併暫定がえの段階的縮減3年目及び平成27年国勢調査人口の減少による影響を見込み、減額をしております。

次に、26、27ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、離島移送コスト支援事業ほか、地域活性化を推進する事業9事業に対し、2分の1から3分の1の補助金を計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。15款2項3目衛生費県補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金補助金は、かざはや及びつばさに30キロワットの太陽光発電施設及び50キロワットの蓄電池設備の整備費として、10分の10の補助金9,921万9,000円を計上しております。

次に、36、37ページをお開き願います。17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金について、昨年9月からのクレジット決済の導入により、寄附金の増額を見込み1億8,000万円を計上しております。

次に、38、39ページをお開き願います。18款2項1目基金繰入金は、特定目的基金について、過疎地域自立促進特別事業基金で、新しま共通地域通貨発行事業の財源に1億8,080万円を計上、ふるさと応援基金で子供夢プラン応援補助金ほか、観光施設整備等の財源に、9,858万円を計上、合併振興基金で、安全安心まちづくり交付金や行政協力事務交付金など、市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、8,720万円を計上。地域福祉基金で特養ホーム建設予定地内の施設解体及び敷地造成費並びに介護福祉士養成校の開設に向けた、旧鯨伏中学校校舎の耐震補強改修工事等の財源に1億1,850万円を計上しております。

次に、40、41ページをお開き願います。20款4項2目雑入の上から7行目、駐車場利用協力金283万2,000円は自主財源の確保のため、職員駐車場を利用する特別職及び一般職

員並びに嘱託職員から、月額５００円の協力金として計上しております。

次に、４４、４５ページをお開き願います。２１款１項１目辺地対策事業債は、市道銀台線改良事業と、継続分の１０事業に対し、１億８，２１０万円を計上しております。

２目過疎対策事業債は、ハード事業分で簡易水道統合整備事業、文化ホール調光盤設備改修事業、漁村再生交付金事業など、継続分の１５事業に対し、３億７，４３０万円。ソフト事業分で、離島輸送コスト支援事業、新しま共通地域通貨発行事業など２４事業に対し、基本度限度額分２億６，４７０万円と限度額超え分１億７，０６０万円の、合わせて４億３，５３０万円を計上しております。

４目合併特例事業債は、市役所４庁舎耐震改修設計、芦辺小学校校舎改築ほか７校等の校舎等改修設計費及び工事費に９億９５０万円を計上しております。

５目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するために、国と地方の折半ルールに基づき、６億円を計上しております。

次に、歳出については、資料３の平成２８年度当初予算案概要の主要事業により主な内容について御説明いたします。

資料３、平成２８年度当初予算案概要の４、５ページをお開き願います。２款１項５目財産管理費、中段の公共施設等総合管理計画策定業務９９４万７，０００円は、地方公会計の整備に向け、２７年度に固定資産台帳の整備を行っておりますが、２８年度は今後大量に更新時期を迎える公共施設等の老朽化の状況や利用状況、施設の維持管理、修繕、更新等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するもので、財源として２分の１の特別交付税措置がございします。

次に、６、７ページをお開き願います。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく関連予算として３０事業、総額４億８，９２６万７，０００円を計上しておりますが、２款１項６目企画費の中で主なものについて説明をいたします。中段より下の介護福祉士養成校補助金８，５４０万円は、平成２９年度に学校法人岩永学園による介護福祉養成校の開設に向けて、旧鯨伏中学校の耐震補強及び改修工事に伴い、費用の補助を行うものであります。耐震補強工事部分に係る財源として緊急防災減災事業債１，４６０万円を充当し、そのほか改修工事に地域福祉基金７，０００万円を充当しております。

次に、８、９ページをお開き願います。ウルトラマラソン運営費補助金８００万円は、日本遺産認定を記念して、全国へ情報発信をするとともに、コースを島内１週１００キロメートルと４３キロメートルのコースに設定すること、併せて市民がボランティア等へ参加しやすい体制をとることにより、単なるスポーツイベントではなく、まちづくりイベントと位置付け、地域振興へつなげるものでございます。

次に、ウェブアプリ開発技能者育成教育事業５，３００万円は、平成２７年度からの継続事業

で、本市に定住をしてウェブアプリ開発技能を担えるように技能者を育成し、雇用の場を創出するため、在宅での勤務を含めた多様な所業形態を準備し、会社設立や個人企業につなげて、地域での新たな雇用や所得の向上、定住人口の増加に寄与するものであります。今回、受け皿会社から独立した教育兼アプリ開発会社を設立し、12名の開発者育成を目指すものでございます。財源に新型交付金、地方創生推進交付金を予定しており、事業費の2分の1の2,650万円を充当しております。

次に、12、13ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、上から4行目の特別養護老人ホーム関連工事は、社会福祉法人壱心会による新施設建設予定地に係る排水路等整備工事及び施設解体工事費について、3,448万4,000円を計上しております。財源に地域福祉基金3,440万円を充当しております。

次の、障害者支援施設整備補助金は、旧箱崎中学校跡地に計画されております社会福祉法人が行う、障害者支援施設の整備費に要する経費に対し、3,000万円を計上しております。財源に過疎債2,850万円を充当しております。

次に、16、17ページをお開き願います。3款1項3目老人福祉、全国健康福祉祭推進費は、ねりんぴっく長崎2016の本大会が長崎県で開催され、本市ではウォークラリー交流大会を実施することとなっております。大会実施事業費など実行委員会への補助金として1,386万2,000円を計上しております。なお、これとは別に県の補助金交付要綱により、県の実行委員から市の実行委員会へ直接対象事業費の2分の1から10分の10までの補助率により、総額732万7,000円が交付をされることとなっており、総事業費は2,118万9,000円となります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費で、安心して子供を生める、安心して子供を育てる環境づくりのための施策として、地域少子化対策強化事業285万6,000円、地域子育て支援拠点事業1,385万6,000円、ファミリーサポートセンター事業236万円、放課後児童クラブ等育成支援事業2,628万6,000円、病児保育事業793万7,000円など、記載のとおり、国、県補助事業を活用して子育て支援に取り組むこととしております。

次に、20、21ページをお開き願います。4款1項4目病院費、病院事業負担金は長崎県病院企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく負担金を5億127万4,000円を計上しております。

次に、24、25ページをお開き願います。5款1項3目農業振興費、上から5行目でございます。農地流動化奨励補助金2,200万円は、国の農地中間管理機構制度に合わせ要綱を改正し、28年度以降5年以上の賃貸借権設定に対し、10アール当たり、貸し手借り手双方に、これまで1万円の補助金だったものを5,000円に改正いたしております。財源に過疎債ソフト

を充当しております。

次に、26、27ページをお開き願います。5款1項5目農地費で日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化人口減少により、多面的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補償や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止、生物多様性保全に取り組む農業者等への交付金を交付するため、農地支払交付金の95組織など、6項目の交付金について、記載のとおり総額3億2,310万9,000円を計上しております。

次に、28、29ページをお開き願います。5款3項2目水産業振興費で、産地水産業強化支援事業、1億1,891万9,000円は、壱岐東部漁協の製氷能力5トン掛け2基、貯氷庫20トンの製氷貯氷整備について、27年度に計画をしておりましたが、設計についてのみの国庫補助採択となり、今回27年度予算については減額をし、28年度予算で本体工事に取り組むものでございます。補助残に過疎債を充当しております。

次に、30、31ページをお開き願います。下から3行目です。離島漁業再生支援交付金は協定を締結した、対象漁業集落10集落の漁業生産活動に対し支援をするもので、漁家1戸当たり13万6,000円の900戸分及び漁船リース料と5隻分を合わせて1億5,586万9,000円を計上しております。県4分の3の補助金を充当しております。

次に、32、33ページをお願いいたします。6款1項2目商工振興費しま共通通貨発行事業は、25年度から27年度まで実施をしてきたしまとく通貨の制度を一部変更し、引き続き28年度から30年度まで、長崎市対馬市を除く離島過疎市町のPR及び誘客と消費促進につなげて、交流人口の拡大と島内経済の活性化を図るもので、10%のプレミアム分である3億7,000万円を旅行商品に関しては通年分及びセット分に関しては閑散期の11月から3月発行分を新制度適用費で算出をし、各市町で負担するものでございます。情報発信及び加盟店マップ印刷費を含め、総事業費1億8,381万6,000円を計上いたしております。

次に、34、35ページをお開き願います。6款1項2目ふるさと就職支援事業340万円は、新規事業で新卒者及びUターン者の市内企業への就職に対する補助金として、企業へ1人当たり月額2万円を1年間、就職者へは1人につき1回、新規学卒者に10万円、新たに市内に住所を有したUターン者等に7万円を補助し、市内就職を促進するものでございます。

次に、4目観光費で21世紀まちづくり推進事業は新規事業で、日本遺産認定を契機に、その指定地域にある内海湾を活用したシーカヤック体験事業に対する補助と、日本遺産紹介パネルの製作費と610万円を計上しております。県補助金350万円を充当しております。

次に、38、39ページをお願いいたします。7款2項3目道路橋梁新設改良費は新規路線を除く継続事業について、補助事業で八幡芦辺線ほか五、六線4橋に2億5,873万6,000円、

単独事業で柳川清水線ほか7路線に4,237万1,000円、辺地過疎債の起債事業で銀台線ほか6路線に1億6,874万9,000円を計上しております。

次に、42、43ページをお願いいたします。8款1項5目災害対策費、空き家等対策計画策定支援業務790万円は、市内における適切な管理が行われていない空き家等を把握し、住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するため、空家等実態調査及び空き家等対策計画を策定するものであります。国の社会資本整備総合交付金2分の1の395万円を充当しております。

次に、9款2項1目、一番下でございますが、小学校校舎等改修事業は芦辺小学校校舎改築事業ほか8校の校舎外壁、屋上や、プール及びグラウンド等の整備工事について総額10億4,143万2,000円を計上しております。国の学校施設環境改善交付金が基準額の3分の1の2億9,582万2,000円と合併特例債を6億8,420万円、その他財源としてふるさと応援基金繰入金及び道路改良に伴う、霞翠小グラウンド倉庫移転補償費と合わせて2,344万2,000円を充当しております。

次に、44、45ページをお願いいたします。9款3項1目上から5行目でございます。中学校校舎等改修事業は単独事業として勝本中学校校舎外壁、屋上改修設計及び芦辺中学校建設工事設計業務並びに石田中学校グラウンド防球フェンス設置など、1億639万7,000円を計上しております。財源として、合併特例債9,230万円とその他財源で市町村振興宝くじ配分金を748万2,000円充当しております。

次に、48、49ページをお願いいたします。9款6項1目一番下の大谷公園体育館管理費で、27年度に耐震設計が完了しました大谷体育館の耐震補強外壁改修工事費について、施設管理運営費を含んで1億8,768万6,000円を計上しております。財源として、避難所指定施設のため、緊急防災減災事業債を1億6,020万円充当しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。その他、基金の状況、見込みについては資料の56ページに、地方債の状況に関する調書は最後の57ページに記載のとおりで、平成28年度末一般会計の地方債現在高見込み額は278億3,767万1,000円で、全年度より1,294万9,000円の減となる見込みでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 議案第41号から第43号について一括して御説明させていただきます。

議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億8,247万9,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,434万4,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

予算の説明に入ります前に、国民健康保険事業特別会計の状況について御説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、全国的に財政の悪化が進んでおります。壱岐市におきましても平成26年度に国民健康保険税率の改定を行い、国民健康保険加入者の負担軽減のため一般会計から繰り入れを行っておりますが、現在も1次産業の低迷、経済不況を反映した所得の減少、高齢化の進展、被保険者数の減少などにより厳しい状況が続いております。このような状況の中、平成28年度も一般会計から1億5,000万円の法定外繰り入れを行う予定にしております。

今後とも特定健診、特定保健指導の推進や健康教室などを開催し、市民皆様の病気の重症化予防等による医療給付費の削減に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、国民健康保険の財政運営につきましては、昨年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度以降は都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになったところでございます。制度の詳細につきましては、引き続き国と地方で協議が進められることとなっております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億2,178万3,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税3,269万2,000円を計上しております。

3款1項1目療養給付費等負担金につきましては8億404万6,000円を見込んでおりま

す。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金につきましては、4,277万円を見込んでおります。

4款2項1目財政調整交付金につきましては、2億1,441万円を、5款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療費交付金といたしまして1億4,364万4,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開き願います。

6款1項前期高齢者交付金ですが、10億3,098万8,000円を見込んでおります。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金でございますが、国保財政の安定化を図るため1件当たり80万円を超える部分が対象となり、1億6,853万3,000円を見込んでおります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年度より県内市町国保の財政の安定化を図るため、1件当たり80万円までを対象としており、11億2,929万円を計上しております。

9款1項一般会計繰入金でございますが、12ページから13ページに計上しております。法定分繰り入れとして4億583万4,000円、法定外繰り入れといたしまして1億5,000万円と、乳幼児福祉医療現物給付分を197万2,000円を計上いたしております。

続きまして、16、17ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款1項総務管理費ですが、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、18、19ページをお開き願います。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費につきましては、前年度より600万円を増額し、26億1,600万円を計上しております。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規適用者がいなくなり、昨年より5,400万円減の1億2,000万円を計上しております。

20、21ページをお開き願います。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費4億4,640万円を計上いたしております。

4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の60人分を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、4億6,305万6,000円、1人当たり5万7,400円が示されており、昨年より4,418万4,000円減少しております。

22、23ページをお開き願います。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担金でございます。

概算で1人当たり6万4,161円が示され、昨年より2,159万2,000円減少しておりますので、1億9,541万6,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは歳入で御説明しましたように1件当たり80万円までが基本となりますので、今年度は1億8,042万1,000円を計上いたしております。

24から27ページは、8款保険事業費としまして、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を計上いたしております。

31ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。レセプト点検2名と運営協議会委員報酬12名分に係るものでございます。

次に、32ページから43ページに直営診療施設勘定予算を計上しております。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億557万6,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1億5,818万5,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,482万6,000円を計上いたしております。

続きまして、12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億9,950万円を計上いたしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億

5,769万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,454万3,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項1目、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして5億166万4,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービスに対応するもので5億4,807万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、3億2,471万5,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年も10.55%の額を計上しております。

2目の地域支援事業交付金につきましては、28年度より介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むため、昨年より2,875万円増の4,000万円を計上しております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は28%となっております、8億6,180万3,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億5,223万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをしており、4億9,691万3,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費として29億9,520万円を計上いたしております。

次に、18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費でございますが、7,800万円を計上しております。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費といたしまして1億2,183万6,000円を計上いたしております。

3款2項一般介護予防事業費といたしまして5,304万4,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます、介護予防把握事業、2次予防指導事業、

介護予防普及啓発事業などを行うものでございます。

次に、３８ページ、３９ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

要支援１、２と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして２、４４６万２、０００円を計上いたしております。

４０、４１ページをお開き願います。

歳出の１款１項総務管理費は事務的経費でございます。

２款１項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者にかかるケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第４１号から第４３号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第４４号と４５号について御説明いたします。

議案第４４号平成２８年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億５、４１０万５、０００円と定めます。２項及び第２条については記載のとおりでございます。

一時借入金、第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は３億円と定めます。第４条は記載のとおりでございます。

本日の提出です。

８から９ページをお願いします。

２、歳入ですが、１款分担金及び負担金は、新規加入者分として１７２万７、０００円を計上しております。

２款使用料及び手数料１項１目簡易水道使用料は、現年度分を３億９、１８７万９、０００円、滞納繰越分を３６６万２、０００円計上しております。

３款国庫支出金１項１目衛生費国庫補助金は、平成２６年度から取り組んでおります簡易水道統合整備事業等の施設整備を計画しております。事業の２分の１が補助対象になっておりますので、２億２００万円を計上しております。

１０から１１ページをお願いします。

6 款諸収入 2 項雑入は、道路改良工事と芦辺地区漁業集落排水整備工事によります水道管移転補償金などでございます。

7 款市債は、補助事業で整備を予定しております事業などの分を簡易水道事業債に充てております。

1 2 から 1 3 ページをお願いします。

3、歳出ですが、1 款総務費 1 目一般管理費の 1 3 節委託料は、水道検針業務、水道統合にかかる公営企業会計への移行支援に関する業務、水質検査などの経費を計上しております。

1 4 から 1 5 ページをお願いします。

2 目施設管理費 1 3 節委託料は、漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

1 6 から 1 7 ページをお願いします。

1 5 節工事請負費は、インフラ等整備工事として水道管布設工事と道路改良工事などに伴う水道管布設がえ工事費など計上しております。

2 款施設整備費 1 項簡易水道施設整備費は、簡易水道事業に伴う芦辺浄水場の電気計装設備や勝本ダムの下にあります新西浄水場の急速ろ過機の改修などを行うことにしております。

2 1 ページから 2 5 ページには給与明細書を、2 5 ページには地方債の当該年度末現在での残高の見込み額などを記載しております。

続きまして、議案第 4 5 号平成 2 8 年度壱岐市の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3, 0 5 8 万 7, 0 0 0 円と定めます。2 項及び第 2 条並びに第 3 条は記載のとおりです。

一時借入金、第 4 条については、記載のとおりでございます。

本日の提出です。

1 0 から 1 1 ページをお願いします。

2、歳入でございます。2 款使用料及び手数料の 1 目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の 5, 7 1 9 万 7, 0 0 0 円を見込んでおります。

3 款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4 款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

1 2 から 1 3 ページには、8 款市債として、公共下水道及び漁業集落分の経費を計上しております。

1 4 から 1 5 ページには、3、歳出としまして、1 款下水道事業費の 1 目一般管理費を、1 6 から 1 7 ページには、2 目施設管理費として、1 3 節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

また、２項１目施設整備費の１３節委託料は、古城、大谷公園周辺などの雨水管渠測量詳細設計業務費などと、１５節工事請負費は、インフラ等整備工事としまして雨水管の布設工事などを計上しております。

１８から１９ページには、２款漁業集落排水整備事業費として、１項１目一般管理費を、２０から２１ページには、１９節負担金補助金及び交付金として、下水道加入に伴います補助金など、２目施設管理費の１３節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。

２２から２３ページをお願いします。

２項１目施設整備費の１３節委託料は、污水管布設区間の家屋の事前調査費と設計業務など、１５節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設などに伴う経費を計上しております。

議案第４４号及び４５号に関する主要事業については、資料３の５２から５３ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第４６号平成２８年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成２８年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億２，８６２万６，０００円と定める。第２項は記載のとおりでございます。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入総額は、最高額は５，０００万円と定める。

本日の提出でございます。

８ページ及び９ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

１款使用料及び手数料１項使用料１目船舶使用料でございますが、本年度は２，１７４万４，０００円を計上いたしております。前年度と比べまして９５万５，０００円の増収を見込んでおります。理由といたしましては、平成２８年度に三島地区において公共工事が予定をされておりますので、公共工事に伴う乗船運賃及び自動車航送運賃の増加を見込んでおります。

次に、２款国庫支出金及び３款県補助金につきましては、国庫補助金は４，５３５万６，０００円、県補助金は１，４４０万１，０００円を計上いたしております。前年度と比べまして、国、県からの交付金は３４４万５，０００円の減となります。

4 款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。前年度より 2 7 9 万 6, 0 0 0 円の減となります。

1 0 ページ及び 1 1 ページをお願いいたします。

歳出について御説明を申し上げます。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費でございますが、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係においては、海事職 4 名、嘱託職員 2 名を計上いたしております。

次に、1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

2 目業務管理費でございますが、1 1 節需用費の修繕料 3, 9 3 0 万 3, 0 0 0 円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料及びガソリン缶輸送のため車両甲板の改造費でございます。

また、1 4 節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2 款公債費でございますが、これは平成 1 4 年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

2 2 ページをお開き願います。

地方債の当該年度末残高見込み額を 9 7 4 万 7, 0 0 0 円計上いたしております。

以上で、議案第 4 6 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 大久保農林水産部長。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 登壇〕

○農林水産部長（大久保敏範君） 議案第 4 7 号平成 2 8 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成 2 8 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 5 0 2 万 7, 0 0 0 円と定める。2 項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計 1 億 1, 5 0 2 万 7, 0 0 0 円、前年度と比較しますと 1, 3 1 6 万 5, 0 0 0 円の減額となっております。

6 ページ、7 ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料 6,693 万 1,000 万円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、324 万 1,000 円を減額いたしております。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、485 万 9,000 円でございます。嘱託職員 2 名分の人件費の 2 分の 1 を一般会計より繰り入れる予定であります。

2 項 1 目減価償却基金繰入金については、28 年度、機械更新等の予定はありませんので 1,037 万 5,000 円の減額となっております。

10 ページ、11 ページをお開き願います。

5 款諸収入 3 項 1 目受託事業収入 4,292 万 1,000 円は、環境管理等の業務受託収入でございます。前年と比較しますと 68 万 6,000 円の増額となっております。

次に、12 ページ、13 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございますが、前年度と比較しまして 1,316 万 5,000 円の減額となっております。主な減額は農業機械の更新にかかる備品購入費の減に伴うものでございます。

16 ページは、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で議案第 47 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（大久保敏範君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第 48 号平成 28 年度壱岐市水道事業会計予算。

第 1 条、平成 28 年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第 2 条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入、第 1 款水道事業収益は 1 億 7,920 万 6,000 円。支出、第 1 款水道事業費用は 1 億 6,447 万 3,000 円です。

第 4 条は記載のとおりです。

次のページをお願いします。

収入の第 1 款資本的収入は 285 万 8,000 円、支出の第 1 款資本的支出は 2,948 万 7,000 円とします。

第 7 条から第 8 条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4 から 7 ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記

載しております。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成28年度末と平成27年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いします。

平成28年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として1億5,146万2,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入を計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございます、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水道検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務費や漏水調査などを、そして8節修繕費は、水道施設修繕費などを計上しております。

24ページから25ページには、5目減価償却費などを記載しております。

26ページから27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、2項他会計負担金は、企業債償還金として一般会計から234万5,000円の繰り入れを計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設がえの経費を計上しております。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は3月4日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時41分散会
